

# 鳥取縣公報

昭和二十五年十一月十五日  
外 水曜日

本書ノ大きサハ國定規格A五判

## 告示

### ◇鳥取縣告示第五百六十八号

家畜改良増殖法第四條により、地方の臨時種畜検査を次のように施行するから申請書を提出しているものは、所定の衛生検査を終了の上最寄の検査場で受検せられたい。

昭和二十五年十一月十五日

鳥取縣 知事 西 尾 愛 治

一、検査の範囲 生後十二ヶ月以上の和種々雄牛

一、検査日割

| 検査場所         | 検査日時     | 出場区域      |
|--------------|----------|-----------|
| 岩美郡浦富町浦富家畜市場 | 十二月五日 九時 | 岩美郡、鳥取市一円 |
| 氣高郡大正村古海同    | 同 六日 九時  | 氣高郡一円     |
| 氣高郡浜村町浜村同    | 同 十四時    | 同         |
| 日野郡日野上村三榮同   | 同 七日 十時  | 同         |
| 同 根雨町根雨同     | 同 十四時    | 日野郡一円     |

